

総務文教常任委員会

令和3年3月8日(月)
午前10時00分～
第3委員会室

1 開議

2 事務局日程説明

3 議案審査

議会事務局

- (1) 第50号議案 令和2年度亀岡市一般会計補正予算(第9号)所管分
<説明～質疑>

市長公室

- (1) 第50号議案 令和2年度亀岡市一般会計補正予算(第9号)所管分
<説明～質疑>

企画管理部

- (1) 第50号議案 令和2年度亀岡市一般会計補正予算(第9号)所管分
<説明～質疑>

生涯学習部

- (1) 第46号議案 ガレリアかめおかに係る指定管理者の指定について
<説明～質疑>
(2) 第50号議案 令和2年度亀岡市一般会計補正予算(第9号)所管分
<説明～質疑>

総務部

- (1) 第50号議案 令和2年度亀岡市一般会計補正予算(第9号)所管分
<説明～質疑>

会計管理室

- (1) 第50号議案 令和2年度亀岡市一般会計補正予算(第9号)所管分
<説明～質疑>
(2) 第57号議案～第59号議案
令和2年度亀岡市亀岡財産区特別会計補正予算(第1号)
令和2年度亀岡市篠財産区特別会計補正予算(第1号)
令和2年度亀岡市西加舎財産区特別会計補正予算(第1号)
<説明～質疑>

教 育 部

(1) 第50号議案 令和2年度亀岡市一般会計補正予算(第9号)所管分
<説明～質疑>

4 討論～採決

5 その他

(1) 新型コロナウイルスワクチン接種事業に対する意見について

(2) 次回の日程について

キャッシュレス決済「PayPay」の試行導入(案)について

令和3年4月1日(木曜日)より、PayPay株式会社と「公共施設の使用料等のバーコード等決済に関する協定書」を締結し、市役所一部窓口での各種証明書等の交付手数料や、文化資料館入館料、交流会館の施設使用料等の支払いに関して、キャッシュレス決済サービス「PayPay」を試行導入する予定です。

(概要)

- ・市民サービスの向上と新型コロナウイルス感染症予防対策の観点から、本市の庁舎等窓口でキャッシュレス決済を導入します。9月30日までの期間を試行導入期間として、既存の窓口収納事務との整合性や市民の方の利用割合、事務効率化の効果などを検証していきます。
- ・「PayPay」は、新たな機器調達などが不要なQRコードを活用したスマホ決済サービスであり、市の費用負担は発生せずに試行導入を行うものです。
- ・亀岡市の窓口で取り扱う品目は、下記のとおりです。
- ・下記以外の市税、国民健康保険料、上下水道料金等は、QRコードによるお支払いはできません。

■亀岡市における PayPay 試行導入実施概要

(期間) 令和3年4月1日(木)～令和3年9月30日(木)

(取扱窓口・施設等)

取扱窓口・施設	利用できる料金
市民課(市役所1階)	住民票、印鑑登録証明書、戸籍謄抄本等の交付手数料 自動車臨時運行許可申請手数料
税務課(市役所1階)	税に係る諸証明発行手数料 課税資料閲覧に係るコピー代
社会教育課(市役所4階)	スポーツ安全保険負担金
亀岡市交流会館	貸館施設使用料、宿泊施設使用料 スポーツクライミング施設使用料
亀岡市文化資料館	文化資料館使用料、 図録、新修亀岡市史等売払代金、資料コピー代

(注意事項)

- ・事前にご利用者自身のスマートフォンに「PayPay」アプリのダウンロードとチャージが必要です。
- ・現金との併用はできません。
- ・領収書の発行はできません。

令和3年3月議会

総務文教常任委員会 説明資料

○第46号議案 ガレリアかめおかに係る指定管理者の指定について

指定管理者申請書概要<令和3年度更新施設>

施設名	ガレリアかめおか	指定管理候補者	一般社団法人かめおかコンベンションビューロー
申請内容			
<p>管理運営方針</p> <p>これまで「生涯学習かめおか財団」が、「ガレリアかめおか」の指定管理者として4期15年間を行ってきました。次期指定管理については、多様な地域資源を活かして、市内外の会議・イベント等の誘致及び開催支援による地域の活性化を目指す「亀岡コンベンションビューロー」と「生涯学習かめおか財団」の共同した事業展開で、住民交流の促進や賑わいを創出するとともに、利用者サービスと満足度の向上を図ります。生涯学習及び協働のまちづくりを推進する中核的複合施設である「ガレリアかめおか」が持つ施設機能を十分活用（利用率の向上）できるよう、開館以来、施設管理運営を行ってきた「生涯学習かめおか財団」の豊富な経験とノウハウを活かします。亀岡市の施設と「ガレリアかめおか」の設置目的を理解し、市民や利用者の要望を把握する中で、だれもが安全、安心、快適に利用できる施設運営を行います。単に施設の貸し出しを行うだけでなく、「ガレリアかめおか」で行われる生涯学習活動・事業に継続して連携・支援します。これまで培ってきた施設管理のノウハウと事業の企画・運営のノウハウを活かした事業を利用者に提案し、行ってみたいとなる魅力的な施設を目指します。各施設の機能を十分活用した利用方法を提示し、利用者の満足度を向上させるとともに施設の有効活用を図ります。広報紙、ホームページ、Facebook等の情報発信ツールを活用し、各種催し物及び施設の利用情報を発信するとともに、市内外の方への情報提供を行い、生涯学習施設としての充実を図ります。利用者・市民に安心感と信頼感を持っていただけるよう、対話を重視した親切・丁寧な接遇を行います。亀岡市内の事業者への業務発注や職員の雇用に配慮し、地域に密着した管理運営を図ります。</p>	<p>利用者の平等な利用の確保</p> <p>条例・規則の他、「ガレリアかめおか」の利用規定を定め、公の施設として利用者への公平なサービスを提供します。施設の利用方法・ルールは、だれもがわかりやすい利用案内を作成し、受付窓口で配布するとともに、ホームページでも閲覧できるように情報発信を行います。利用者に明確で透明性をもったルールを適用することで、公正性を確保します。利用予約が重複した場合は、優先順位をつけず平等に抽選を行うことにより、公平な利用機会を提供します。施設利用者には、受益者負担の考えに基づき適正な経費を負担していただき、市民負担が公平になるよう対応します。利用ルールやマナー違反者には、法律・条例・規則に則り、不承認・利用許可の取り消し等を適正に実行します。地方自治法第244条を遵守し、正当な理由なく施設利用を拒むことや不当な差別的取り扱い等は行いません。高齢者や障がい者、外国人など幅広く利用される施設であることから、人権やそれぞれの意向を尊重し、プライバシーに配慮した接遇対応を行います。</p>	<p>利用者に対するサービスの向上</p> <p>●最適な利用の提案 これまでの管理業務の経験を活かし、事前面談方式での綿密な打ち合わせを行い、利用者の要望を把握しながら、利用者にとって最適な利用方法を提案します。</p> <p>●分かりやすい情報の提供 若者から高齢者まで多様な利用者によりわかりやすく情報が伝えられるよう、チラシや情報紙、ホームページやSNSなど、対象別に効果的な情報媒体・広報ツールを駆使した広報活動に努めます。また、市内の公の施設や店舗等との連携を図り、チラシやポスターの配架依頼を相互に行い、地域との連携、地域一体での広報活動へと広がるような仕組みづくりに力を入れて取り組みます。</p> <p>●職員の接遇 相手が望むことに気づき、その内容を理解し具体化できるよう、「おもてなしの心」を持って、常に笑顔で利用者を迎え、気持ちの良い対応を行います。また、高齢者、赤ちゃんや子ども連れの家族、障がい者など多様な利用者のニーズに対応できるよう日頃から準備に努めます。</p> <p>●安全・安心・快適な施設の提供 当たり前のことを当たり前を実現していくためには、管理者の思いや行動、力量が大きく影響すると考えています。信頼の確保や誠実な対応の一環として、非常時・緊急時の体制づくり、個人情報保護の徹底、施設全体の保守点検や清潔さの保持、過不足のない館内サインの徹底などを確実に履行します。</p> <p>●利用者ニーズの把握と運営の改善 館内に意見箱の設置をはじめ、日頃の窓口対応時に利用者からの意見・要望を積極的に聴き、利用者のニーズや満足度の把握を行います。そのうえで、施設の運営方法の改善や事業の充実等につなげ、サービス向上に反映させます。その他、広域学習拠点、道の駅として、電話やメール等による意見も受け付け、遠方の人の声も大切にしていきます。利用者の苦情は、「当施設への期待、あるいは強い関心の表れであり、サービス向上の貴重な資産である」と捉え、迅速に誠意をもって対応します。館内にアンケート用紙を設置して、利用者の率直な意見を収集し、現状の把握・分析に努めます。</p> <p>●第4期指定管理期間は、施設利用料の支払い方法の多様化に対応するため、キャッシュレス決済を導入しました。キャッシュレス・ポイント還元事業と重なり、令和元年10月から令和2年7月まで累計184件・335万円と多くの方に利用いただき好評を得ています。継続することで利用者の利便性を維持します。</p> <p>●施設設備の充実① 館内のトイレを洗浄機能付トイレに計画的に改修し、快適に利用できる環境を整えます。</p> <p>●施設設備の充実② ネットを使用した会議が増えている中で、貸し施設にWi-Fiを整備し利用環境を整えるとともに新たな利用者の獲得を図ります。施設整備は亀岡市と協議を行いながら進めます。</p> <p>●ケータリング事業の充実 祝賀会、同窓会などのケータリング事業は、新型コロナウイルス感染症等も考慮し、市外に行かずに地元亀岡で開催できるよう、より利用しやすいプラン等を提案することで利用者のサービス向上を図ります。</p>	<p>申請内容</p> <p>施設の効果的な活用</p> <p>●利用料金の改正 施設利用料金は、これまで、夏季及び冬季の冷暖房期間は割り増し料金としていましたが、利用者からのわかりにくいとの意見を受け、令和3年度から時間あたりの料金を年間通じて一律料金への改正を提案し、亀岡市に条例改正をしていただきました。また、稼働率の高い部屋の料金は大きな増額は行わず、これまでどおり利用者負担増とならない料金改正としています。</p> <p>●効果的な広報活動 不特定多数へ向けた広報活動から、常連・コアな利用者へ向けたものまで、情報媒体を複層的に活用した広報を行います。情報提供については、求められていることをわかりやすく紹介し、施設の利用促進と利用者の増加を図ります。</p> <p>●施設備品の効果的な活用 利用率の低い施設については、大きなコストをかけることなく利用率の向上を図れるよう、新たな備品を購入するなど創意工夫を図ります。</p> <p>●ビューロー機能を活かした自主事業の実施 道の駅として地域とも連携し、亀岡市の観光資源と亀岡牛をはじめとする地場産品の紹介を行います。レストラン機能を補うため、ロビーや芝生ひろばでマルシェ等のイベントを計画し、「ガレリアかめおか」を拠点とした亀岡市の賑わい創出を図ります。</p>
<p>施設の効果的な活用</p> <p>●利用料金の改正 施設利用料金は、これまで、夏季及び冬季の冷暖房期間は割り増し料金としていましたが、利用者からのわかりにくいとの意見を受け、令和3年度から時間あたりの料金を年間通じて一律料金への改正を提案し、亀岡市に条例改正をしていただきました。また、稼働率の高い部屋の料金は大きな増額は行わず、これまでどおり利用者負担増とならない料金改正としています。</p> <p>●効果的な広報活動 不特定多数へ向けた広報活動から、常連・コアな利用者へ向けたものまで、情報媒体を複層的に活用した広報を行います。情報提供については、求められていることをわかりやすく紹介し、施設の利用促進と利用者の増加を図ります。</p> <p>●施設備品の効果的な活用 利用率の低い施設については、大きなコストをかけることなく利用率の向上を図れるよう、新たな備品を購入するなど創意工夫を図ります。</p> <p>●ビューロー機能を活かした自主事業の実施 道の駅として地域とも連携し、亀岡市の観光資源と亀岡牛をはじめとする地場産品の紹介を行います。レストラン機能を補うため、ロビーや芝生ひろばでマルシェ等のイベントを計画し、「ガレリアかめおか」を拠点とした亀岡市の賑わい創出を図ります。</p>	<p>管理経費の削減</p> <p>これまでの経験を活かした経費の削減に努めます。効果的な研修を行い、職員が何役もこなせることによる少数人員配置、マルチワーク体制を実現します。効率の悪い要因である「無駄」を1つでも多く探し出し排除します。また、施設利用者にも、施設の資源を大切に使うよう意識喚起に努めます。こうしたことから、人件費、光熱水費、消耗品費、施設維持管理費の削減に反映させます。</p> <p>【具体的な方策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員は少数精鋭のグループ割で配置し効率化を図ります。 ・紙類の消費を抑制する。（裏紙使用の促進（個人情報記載の裏紙使用は不可）、文書の電子化・データの共有化） ・適正な数量の把握。（必要かつ最小限、無駄のない事務用品の発注） ・外部委託費の削減。（複数の業社から見積もりを取り、一定の品質を確保したうえで、委託業者を選定する。） ・維持管理費の削減。（ゴミの分別化、リサイクル化、減量化を推進し、廃棄処理費の削減を図る。） ・電気使用料は、平成30年度から契約業者を1社のみに変更し、年間580万円削減（別紙②）をしました。第5期指定管理期間についても引き続き、経費の削減を図ります。 	<p>施設の適切な維持管理</p> <p>総合的なマネジメント力を発揮し、施設の機能を維持するための保守点検・清掃・衛生管理などの業務を的確に行い、利用者が安全で安心して利用できる施設を提供します。法律、条例、規則を遵守し、効果的な管理を行います。建築基準法、電気事業法、建築物衛生法、水道法、消防法等に基づき、維持管理は当財団が管理・監督し、業務はそれぞれ専門会社へ委託し、確実に実施します。保守点検業務は、法令通りの実施を徹底するとともに、不具合時には迅速に対応します。ただし、迅速な対応が必要ではあるがすぐには実施できない場合は、亀岡市と協議の上で対応を決定します。また、将来的対応を必要とする場合は、同じく亀岡市と協議の上で中長期計画を立てて対応時期を決定します。中長期的な修繕については、指定管理期間だけでなく指定管理期間以降も見通し、亀岡市と協議の上で修繕計画を立案します。効果的な清掃の実施により、利用者満足度の向上に繋がります。日常清掃は経験豊かな清掃スタッフを配置するほか、職員も施設巡回で目視点検やゴミ拾いを率先し、清潔で快適な施設の維持に努めます。事故・災害等の緊急時の対応は、ガレリアかめおか消防計画、危機管理マニュアル、不審者対応マニュアル等について全職員への周知を徹底し体制を整えます。火災や建物侵入等の事故が起こった場合には、警報発報を中央監視室及び警備会社が受信して、警備員、警備会社職員が急行します。閉館後や休館日には、事務局長または担当事務局長への緊急連絡により対応します。複合施設であり、複数の事業所が存在することから、防火管理委員会を設置し、常に連携して意思の疎通を図り、緊急時の協力体制を築きます。消防、警察、社会福祉協議会、市民活動推進センター等とも連携し、地域の防災情報拠点として、大規模災害発生時の不測の事態への対応も視野に入れ安全管理に努めます。</p>	<p>施設の適切な運営</p> <p>事故防止など安全な管理運営を行うため、常務理事または事務局長のいずれかが消防法に基づく防火・防災管理資格を有し、緊急時に的確な対応が行える技術を得得します。また、職員全員が普通救急救命講習修了者の資格を取得し、施設の管理運営にあたります。1998年の開館以来、管理運営業務に携わってきた、「公益財団法人生涯学習かめおか財団」の職員は、これまでの利用者や地域の状況を把握し、利用者からの信頼を得ていることから、管理業務を継続することで利用者に安心感を与えることができると考えています。また、業務スキルや運営のノウハウを習得しており、管理運営もスムーズに行うことが可能です。そうしたことから、財団職員は「ガレリアかめおか」にとって有益な人材と考えており、今後、新法人との人事交流（出向）により、これまでどおりの適切な管理運営を行います。休館日が月1回で通常は22時まで開館しており、職員はシフト勤務となることから、受付・案内に関する業務は全職員が対応できるようにしています。職員に必要なスキルや知識、心構えを身につける研修として、経費の削減も考慮し、亀岡市職員研修への参加受け入れの協力を依頼し、接遇・管理職研修等、積極的な人材育成を行います。また、OJT（日常業務を通じた教育訓練）とし、管理職員等がその都度、指導・助言を行い、日々スキルアップを図ります。その他、定期的にスタッフミーティングを行い、業務における課題の対応や業務の効率化の防止を図ります。全てのスタッフが、事業計画書の内容を理解し、目標達成のために取り組んでいける力を身につけます。</p>

総務文教常任委員会資料

亀岡市情報化推進計画（素案）の
パブリックコメントの実施結果

令和3年3月

【総務部総務課】

亀岡市情報化推進計画（素案）のパブリックコメントの実施結果

■ 経緯

平成28年3月に策定した「亀岡市情報化推進計画」の期間が終了することから、本市の情報化における基本的な考え方や、今後の方向性を示すものであるとともに、平成28年12月に公布・施行された官民データ活用推進基本法に規定する、亀岡市版官民データ活用推進計画を踏まえた情報化推進計画として、令和3年3月末までに、公式ホームページ等で公開することとしています。

■ 亀岡市情報化推進計画（素案）のパブリックコメント実施結果

これまでに、「情報化の推進に関する市民アンケート」などから、本市の情報化に関する現状を分析し、国や府の情報化推進施策の動向を踏まえ、亀岡市情報化推進計画（素案）を取りまとめ、広く市民の意見を求めるため、「亀岡市民の意見提出手続きを定める要綱」に基づき、本計画（素案）を公表し、パブリックコメントを実施しました。

（1）パブリックコメントの期間

令和2年12月25日（金）から令和3年1月22日（金）まで

（2）パブリックコメントの実施結果

市民からの意見はありません。

■ 亀岡市情報化推進計画の公表【令和3年3月】

- 「パブリックコメントの実施結果」の公表
- 「亀岡市情報化推進計画【基本計画・行動計画】」の公表
- 「亀岡市情報化推進計画【概要版】」の公表

※亀岡市の公式ホームページにて公開します。

デジタル社会にふさわしい
市民サービスをデザインするために



亀岡市情報化推進計画

令和3年度(2021年度)～令和7年度(2025年度)

概要版

令和3年3月

亀岡市

(1) 計画の趣旨と策定の背景

インターネットをはじめとする情報通信技術（以下「ICT¹」という。）の発達は、デジタル化の波となって、市民生活の多くの場面で、その利便性を享受できるようになってきています。

スマートフォンやタブレットといったモバイル端末等が普及し、生活のあらゆるシーンで、デジタル技術を活用することが当たり前の社会においては、デジタル技術を徹底活用した利用者中心の行政サービス改革を推進する必要があります。

また、新型コロナウイルスの感染拡大は、世界的な流行（パンデミック）を引き起こし、その影響は医療分野だけでなく、生活様式、教育、働き方など、社会全般に大きな影響をもたらしました。

国内でも経済活動の停滞に加えて、諸手続におけるデジタル化対応の遅れが顕在化したことなどから、行政サービスのあり方を根本から見直す契機となり、今後デジタル化の動きが急激に加速化することなどが見込まれます。

これに加えて、少子高齢化の進展による人口減少、自然災害の激甚化、社会資本の老朽化、厳しい財政状況等、本市を取り巻く課題は山積しています。

本市が、このような状況に対応していくためには、高度なICTを積極的に活用して、デジタル化に対応した市民サービスや行政運営の抜本的な改革に取り組み、市民や来訪者の誰もが快適に情報やサービスを利用できるまちづくり、市役所づくりを進めることが求められています。

本市では、産学官民の参加・協働による地域課題の解決、デジタル・トランスフォーメーション（DX）²の推進により、利用者中心の行政サービスの提供と、効率的・効果的な行政運営を図るため、令和3年度（2021年度）からの「亀岡市情報化推進計画」（以下「本計画」という。）を策定し、情報化施策を計画的に推進します。

1 ICT：“Information and Communication Technology”の略。

2 デジタル・トランスフォーメーション（DX）：企業や組織が将来の成長・競争力強化を目的に、データや新たなデジタル技術を活用して、新たなビジネス・サービスモデルを創出し、柔軟に改変して価値提供の方法を抜本的に変えること。Digital Transformationのこと。「Trans」を「X」と略し、一般的に「DX」と表記される。

(2) 計画の位置付け

本市では、令和3年度（2021年度）からスタートする「第5次亀岡市総合計画」（以下「総合計画」という。）において、「人と時代に選ばれる リーディングシティ亀岡」を、目指す都市像として市政を進めることとしています。

本計画は、総合計画を上位の計画として、将来の都市像を実現するための施策を、情報化の視点からとらえた情報化における最上位計画であり、各種分野別計画を情報化の側面から支援する計画としています。

行動計画（アクションプラン）を別に定め、情報化に関連する社会情勢やICTの進歩などに柔軟に対応するため、必要に応じて毎年度見直しを実施します。

また、官民データ活用推進基本法第9条第3項の規定に基づき、市町村で策定する区域における官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な計画である「市町村官民データ活用推進計画」としても位置付けます。



図：本計画の位置付け

(3) 計画の期間

本計画の計画期間は、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間とします。



図：本計画の期間

(1) 基本方針

本計画における情報化の基本的な考えについては、上位の「総合計画」をはじめ、国・府の情報政策の動向及び本市における情報化の現状とニーズを踏まえ、次の基本理念を掲げます。

基本理念

デジタル社会にふさわしい市民サービスをデザインするために

この基本理念のもと、本市の情報化の目指すべき方向性として、基本方針を次の通り設定します。

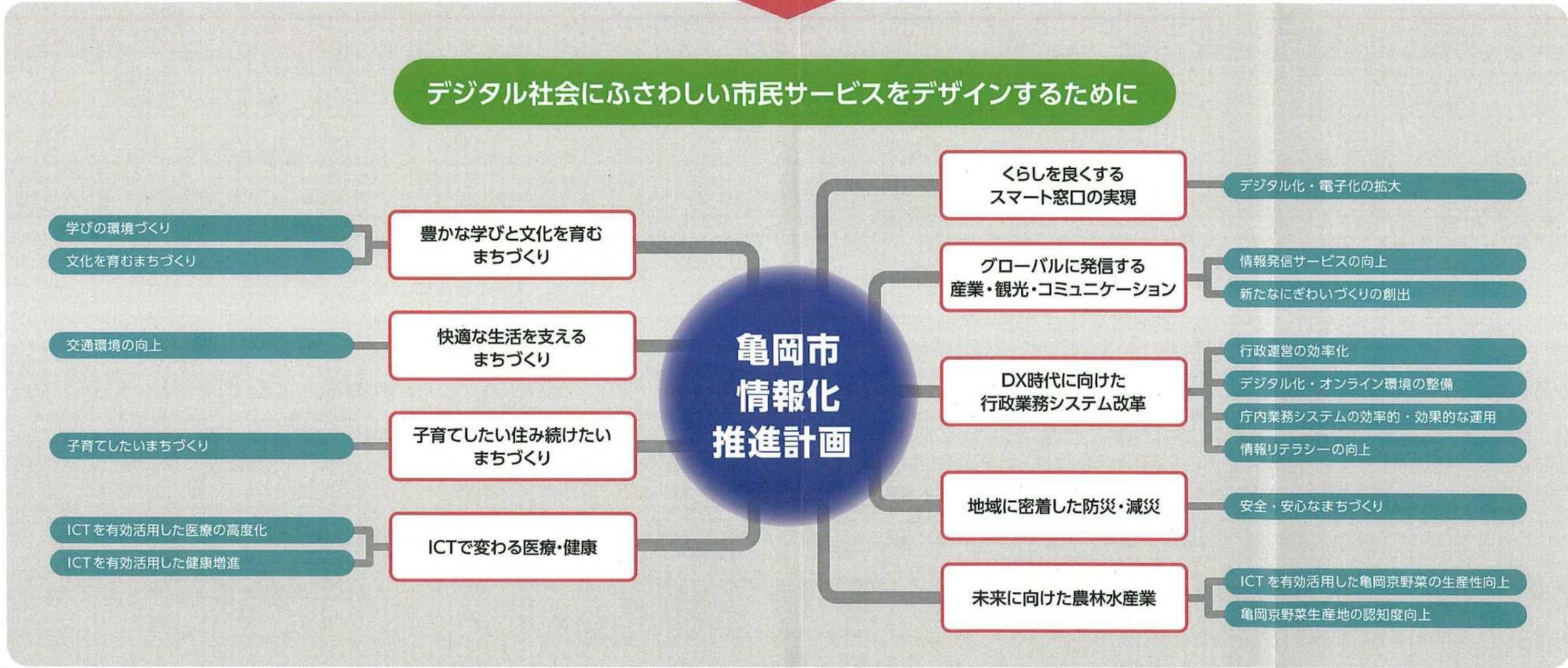
基本方針

- 5G (第5世代移動通信システム) や、AI (人工知能) などの新たな ICT (情報通信技術) を積極的に取り入れ、市民サービスや行政事務を、デジタル社会にふさわしいサービスにデザインするため、デジタル・トランスフォーメーション (DX) を推進します。
- 官民データ活用推進基本法 第9条第3項[※]の規定に基づき、亀岡市官民データ活用推進計画としても位置づけ、産学官民の参加・協働による地域課題の解決や高度な ICT (情報通信技術) の有効活用により、誰もが快適に情報やサービスを利用できるまちづくりを推進します。

※市町村は、官民データ活用推進基本計画に即し、かつ、都道府県官民データ活用推進計画を勘案して、当該市町村の区域における官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な計画 (市町村官民データ活用推進計画) を定めるよう努めるものとする。

(2) 情報化推進施策の体系

第5次亀岡市総合計画
「人と時代に選ばれる リーディングシティ 亀岡」



亀岡市情報化推進計画行動計画(アクションプラン)

- 政策の目的・主要手段、事業内容、スケジュール、成果指標
- 定期的な進捗状況等の管理

1 くらしを良くするスマート窓口の実現

窓口における手続きのデジタル化を推進し、市民にとって利便性の高い「スマート窓口」の実現を目指します。

(1) デジタル化・電子化の拡大

- ・マイナンバーカードの利用拡大
- ・デジタル窓口の推進
- ・問合せ窓口の自動応答の推進
- ・窓口での電子納付サービスの推進
- ・上下水道料金の収納の利便性向上
- ・スポーツ施設の予約サービスの充実

2 グローバルに発信する産業・観光・コミュニケーション

ICTを有効活用して、国内外に向けて情報発信を積極的に行い、本市の産業の活性化やにぎわい創出に努めます。

(1) 情報発信サービスの向上

- ・オープンデータの提供と利活用の推進
- ・ホームページやソーシャルメディアを有効活用した情報コンテンツの拡充
- ・在住外国人への多言語対応の推進
- ・最新のICTを有効活用した観光情報の発信

(2) 新たなにぎわいづくりの創出

- ・来訪観光客への多言語対応の推進

3 DX時代に向けた行政業務システム改革

本市におけるデジタル・ガバメントの実現に向けて、業務システムのデジタル化を推進します。

(1) 行政運営の効率化

- ・電子決裁の拡大
- ・働き方改革の推進
- ・業務の自動化の推進
- ・最新のICTを有効活用した業務効率化の推進

(2) デジタル化・オンライン環境の整備

- ・スマート議会の実現

(3) 庁内業務システムの効率的・効果的な運用

- ・情報セキュリティの強化
- ・情報システム運用の強化

(4) 情報リテラシーの向上

- ・職員のICTリテラシーの向上

4 くらしを良くするスマート窓口の実現

ICTを有効活用して、近年多発する自然災害や感染症拡大への対応を推進します。

(1) 安全・安心なまちづくり

- ・防災発信力の強化
- ・防災コミュニケーション手段の強靱化
- ・行政ネットワーク（専用線網）の強靱化

5 未来に向けた農林水産業	
本市の伝統産業である農林水産業のデジタル化を推進します。	
(1) ICT を有効活用した亀岡京野菜の生産性向上	
・ AI・遠隔地操作による生産者サポート	
(2) 亀岡京野菜生産地の認知度向上	
・ 亀岡京野菜生産地のアピール	

6 豊かな学びと文化を育むまちづくり	
教育・文化分野のデジタル化を推進します。	
(1) 学びの環境づくり	
・ 学校情報化の推進	・ 図書館サービスの充実
(2) 文化を育むまちづくり	
・ 文化資料館サービスのDX推進	

7 快適な生活を支えるまちづくり	
デジタル化の実現に向けたまちづくりを推進します。	
(1) 交通環境の向上	
・ 誰もが安全で利用しやすい道づくり	

8 子育てしたい住みたいまちづくり	
ICT を有効活用して、子育て支援を推進します。	
(1) 子育てしたいまちづくり	
・ 子育てに関する情報の提供と相談体制の充実	

9 ICT で変わる医療・健康	
医療・健康分野のデジタル化を推進します。	
(1) ICT を有効活用した医療の高度化	
・ AI、遠隔地医療導入のための事業検討	
(2) ICT を有効活用した健康増進	
・ 健康分野における情報化の推進	

行動計画（アクションプラン）とは、本市が情報化の目指すべき方向性として設定した基本理念を実現するための具体的な施策をとりまとめたものです。

それぞれの取組施策の適切な実施をめざし、具体的な事業内容、実施スケジュール、目指す目標、成果指標などを示しています。

計画期間中は、本行動計画（アクションプラン）に基づき、進捗状況の確認や評価を行います。

※下線の取り組みは、官民データ活用推進基本法に掲げる個別施策の5つの柱に該当する事業

(1) 計画の推進体制

情報化推進計画を、総合的かつ着実に実施していくために、組織横断的な情報化推進体制を確立し、全庁的な情報化の推進に向けて取り組みます。

そのために、総務担当課長で構成する「情報化推進会議」を引き続き設置し、各情報化推進施策所管部署との、情報化の推進を調整する機能を持った組織とします。

情報化推進に関する具体的な実行体制については、情報化推進部門がイニシアティブをとり、庁内の情報化推進施策をフォローするとともに、職員の ICT スキルの向上を図ります。



図：本計画の推進体制

(2) 計画の進行管理

計画された事業については、定期的に進捗状況・成果等を把握・評価を行い、必要に応じて、事業の継続や目標設定について見直しを行います。



図：本計画の進行管理



亀岡市 総務部 総務課

〒621-8501 京都府亀岡市安町野々神8番地
TEL : 0771-22-3131 (代表) FAX : 0771-22-4911
URL : <https://www.city.kameoka.kyoto.jp/>

令和 2 年度

亀岡財産区他 2 財産区特別会計補正予算の概要

会計管理室 財産管理課

令和2年度亀岡財産区他2財産区特別会計補正予算の概要

会計名	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	主な内容
亀岡市亀岡財産区特別会計補正予算(第1号)	44,654	△ 14,568	30,086	管理会費減 △ 1,380 千円 財産管理費減 △ 13,211 千円 積立金増 23 千円
亀岡市篠財産区特別会計補正予算(第1号)	16,170	△ 10,294	5,876	管理会費減 △ 50 千円 財産管理費減 △ 10,200 千円 積立金減 △ 44 千円
亀岡市西加舎財産区特別会計補正予算(第1号)	1,530	937	2,467	管理会費減 △ 12 千円 財産管理費増 1,058 千円 積立金減 △ 9 千円 予備費減 △ 100 千円
補正額合計			△ 23,925	